

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

February 2021



EY 安永

Building a better
working world

EY Taiwan JBS NEWS LETTER February 2021

今回の内容

台湾における移転価格審査準則の改正

本ニュースレターの内容は、一般的情報を参考のためのみに供するものであり、具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

▶ 前書き

国際的な移転価格の問題の増加と国境を跨いだ租税回避行為を有効に防止するため、台湾財政部は2020年12月28日付の第10904654700号通達にて、「移転価格審査準則」の一部条文改正を公布しました。この修正は、2020年度の申告案件より適用が開始されます。改正の要点は以下の通りですが、このうち、無形資産の譲渡における価格設定の問題が様々な分野において注目されています。今回は、この「移転価格審査準則」の改正の内容を説明します。

なお、移転価格税制に関連する問題については、JBS NEWS LETTER 2020年11月号にて移転価格の基本制度と事前確認制度を、2020年7月号にて台湾における税務調査及び昨今の状況について、それぞれ特集していますので合わせてご参照ください。

▶ 「移転価格審査準則」改正のポイント

- ▶ 無形資産の定義の拡大(第4条)
- ▶ 単一の最も信頼可能な独立企業間取引の結果にかかる比較可能な非関係会社間取引の規定の緩和(第7条)
- ▶ 比較可能な状況の評価にあたっては取引の経済的実質を根拠とすべき(第8条)
- ▶ 移転価格におけるリスク負担に対して比較可能性を分析する(第8条-1)
- ▶ 無形資産取引はDEMPE経済活動に基づき比較可能性の分析をすべき(第9条-2)
- ▶ インカムアプローチ(収益法)を無形資産取引の独立企業間取引方法として新設(第11条,19条-1)
- ▶ 開示すべき関連者間取引が開示されていない場合の処罰規定が明確に定められた(第34条)

台湾における移転価格審査準則の改正

台湾における移転価格税制

移転価格とは、グローバル企業が海外の関連会社と商品売買やサービス等の取引を行う際の価格や利益を言い、このような取引を通じて所得を海外に移転することを防止するために、台湾においても2004年より移転価格税制にかかる法令が整備されています。これまでもBE PSの改訂が反映されるなど、台湾の移転価格税制も改正がなされてきましたが、今回は無形資産を中心とした改正となっており、OECD移転価額ガイドラインの提案を反映しています。以下、主な項目ごとに説明を致します。



無形資産の定義の修正

4条

従来、無形資産の定義は、営業権、特許権、専利権、商標権、事業名称、ブランド名称、デザインまたはモデル、計画、ノウハウ、企業機密、あるいは工業、商業、科学的経験に関連する情報もしくは専門知識、各種特許権、販売網、顧客資料、及びその他財産的価値を有する権利とされていた。

今回、OECDの移転価額ガイドラインを参照し、「無形資産は、有形資産以外で、ビジネス活動において使用する所有または支配が可能なもので、かつ、非関連者間で当該資産を運用または移転することにより対価を得る営業権、特許権、専利権、商標権、事業名称、ブランド名称、デザインまたはモデル、計画、ノウハウ、企業機密、あるいは工業、商業、科学的経験に関連する情報もしくは専門知識、各種特許権、販売網、顧客資料、及びその他財産的価値を有する権利」へと定義が改正されている。

参考: OECDにおける無形資産の定義

無形資産という用語は、企業が、商業活動において使用する所有または支配し、独立企業の非関連者間において比較可能な状況下で、当該資産の使用または移転時に対価を支払う非実物/実物形態の非金融資産を指す。



単一の最も信頼可能な独立企業間取引の結果にかかる比較可能な非関連者間取引の規定の緩和

7条

比較可能性の高い外部の比較可能な非関連者間の取引、及び非関連者間取引を行う非関連者について、これにより、関連者間取引の単一の最も信頼できる独立企業間取引の結果を根拠とすることができるものとされた

具体的には、以下のいずれか1つの条件を充たす取引の場合、単一の比較可能な関連者間取引を、最も信頼しうる独立企業間取引の結果とすることができる:

- ① 関連者間取引と比較可能な非関連者間取引の間、及び関連者間取引に従事している関連者と比較可能な非関連者間取引に従事している非関連者との間に、公開市場価額に対して顕著な影響を与えるような差異がないこと
- ② 上述の顕著な差異が存在する場合、合理的な調整によって当該差異から生じる顕著な影響を取り除くことができること

台湾における移転価格審査準則の改正(続)



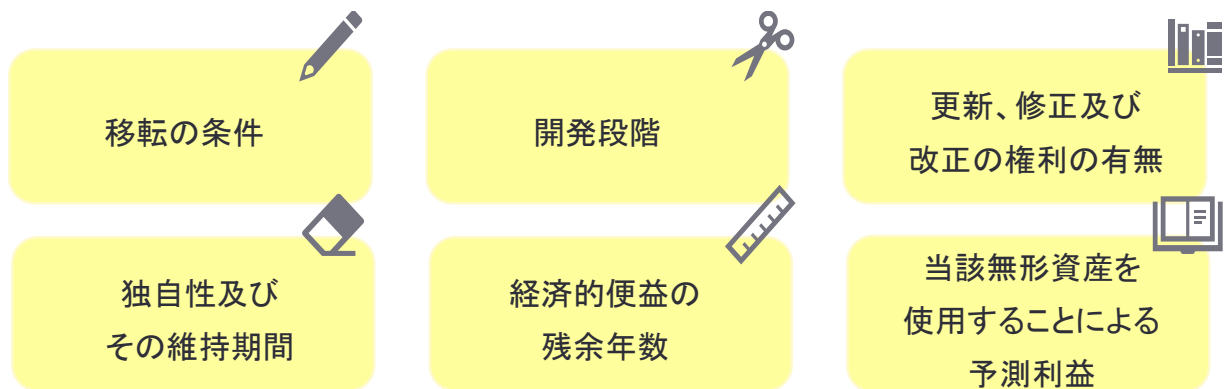
比較可能な状況の評価にあたっては取引の経済的実質を根拠とすべき

8条

比較可能な状況の評価にあたっては、取引の経済的実質、事実関係及びそれから生じる実質的な経済利益の帰属と享受を根拠とすべきである。
また、無形資産取引については、別途、特性を考慮することが新たに追加された。

OECD 移転価格ガイドライン及び納税者権利保護法第7条の実質課税原則を参照し、比較可能性の評価を強調するにあたり、取引の経済的実質、事実関係及びそれから生じる実質的な経済利益の帰属、並びに享受を根拠とすべきである。

移転価格審査準則第8条において、新たに追加された無形資産の移転または使用に対して実施する比較可能性の分析時に考慮すべきの要因



移転価格におけるリスク負担に対して比較可能性を分析する

8条
-1

比較可能性の分析を行うためにリスク要素を評価するステップ、関連者間取引の関与者が具備すべきリスク負担及びリスク管理等の機能にかかる規定、及び、分析並びにリスクの配分結果によって新たに価格が定められる際は、リスクコントロールの程度によって異なる対価となるべきといった事項が明確に定められた。



台湾における移転価格審査準則の改正(続)



無形資産取引はDEMPE経済活動に基づき比較可能性の分析をすべき

9条
-2

無形資産取引の利益の配分が独立企業間価格に合致しているか否かを評価するにあたって、無形資産の開発、改良、維持、保護、及び使用(略称「DEMPE」)等の経済活動に基づいて、比較可能性の分析を行い、当該利益の配分は、そのDEMPE活動による貢献との一致が確保されるべきである。

DEMPEの各機能の概略

Development 開発	Enhancement 価値向上	Maintenance 維持	Protection 保護	Exploitation 活用
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新製品及びブランドの創造的思考 ▶ 研究開発プロセスから計画及び戦略の立案まで ▶ 概念の実体化 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 無形資産の継続的な最適化 ▶ 付加価値を向上 ▶ 新機能の増設 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 無形資産を有効に機能させ、継続的に企業の収入を創出 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 商品または特許登録 ▶ 法律訴訟または市場の監督の実施による権利の保護 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ビジネス活動において無形資産を投入し、これにより利益を創出



インカムアプローチ(収益法)を無形資産取引の独立企業間取引方法として新設

11条
19条
-1

無形資産取引の独立企業間取引方法として収益法が新設され、かつ無形資産について収益法による評価を採用する場合の遵守すべき規定及び評価方法といった適用要素も併せて新設された。



収益法を使用して比較可能性を分析する前に、取引の経済的実質及び下記の各仮定事項を考慮する必要がある:

財務予測の
正確性
及び信頼性



成長率



割引率



経済的便益の
残余年数



税効果
の仮定



無形資産の価値評価に
影響する
その他の仮定条件



台湾における移転価格審査準則の改正(続)



開示すべき関連者間取引が開示されていない場合の処罰規定の明文化

34条

営利事業者が、規定の申告書、及び移転価格文書において関連者間取引を開示しておらず、税務当局より所得額が増加調整されて確定し、その金額が通期の所得額の5%に達し、かつ通期の売上収益の1.5%に達する場合、所得税法第110条の規定に基づき処罰する。

参照：所得税法110条の罰則規定

納税義務者が、所得税法に規定される決算及び清算申告にあたって、課税すべき所得の申告漏れ、及び過少申告がある場合、その不足税額の2倍以下の罰則を処すものとする。

必要な対応について

今回の改正によって、グローバル企業におかれましては、移転価額の税務リスクを下げるために以下の三点について分析及び評価をすることが望まれます。



検討

グローバルグループ企業は、バリューチェーンと無形資産の配置の検討が必要



租税管理

- ▶ グループメンバーが有するDEMPE機能を識別
- ▶ グループメンバー間の無形資産の移転の実質を識別



利益配分

グループメンバーの各取引の実質的な貢献を識別



経済的実質と法形式が一致しているかを確認し、事業運営モデルやサプライチェーンの調整を実施



- ▶ グループメンバーにより実行されるDEMPE機能及びリスク負担に基づき貢献度分析を実施。
- ▶ 無形資産の移転に対する価値評価を実施。



最適な利益配分を行い、移転価格税制にかかる調査リスクを引き下げる

JBS NEWS LETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWS LETTERについて

EY台湾では、JBS NEWS LETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々
の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2021年1月	台湾国外との取引における源泉税と租税協定による免税申請対応
2020年12月	台湾における印紙税の概要
2020年11月	移転価格税制と事前確認制度APA
2020年10月	資金調達方法と関連する手続き及び税制について
2020年9月	台湾における会計制度の概要と監査制度について
2020年8月	中間納税制度と新型コロナウイルスに対する特例について
2020年7月	台湾における税務調査及び昨今の状況
2020年6月	台湾における国外取引時の源泉税の整理及び優遇税制
2020年5月	配当と関連する税金の整理、及び軽減措置対応(コロナウイルスを踏まえて)
2020年4月	台湾における個人所得税の整理・留意ポイント
2020年3月②	新型ウイルスリスク回避一株主総会の開催方法整理
2020年3月①	新型ウイルス関連特別條例、会社法22条-1、237条
2020年2月	未処分利益に対する追加税金の控除優遇措置

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWS LETTER最終ページの連絡先、またはご担当のEY担当者までご連絡ください。

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方は
お付き合いをさせて頂いており
ますEY担当にご連絡を頂く
か、または以下のいずれかの
関連サービス専門担当までご
連絡をください。

安永聯合會計師事務所**企業税務サービス**

劉惠雯 税務服務部營運長
02 2757 8888 88858
Heidi.Liu@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師
02 2757 8888 88870
Yishian.Lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師
02 2757 8888 88872
Sophie.Chou@tw.ey.com

楊建華 執業會計師
02 2757 8888 88875
ChienHua.Yang@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師
02 2757 8888 88873
Anna.Tsai@tw.ey.com

林志翔 執業會計師
02 2757 8888 88876
Michael.Lin@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師
07 238 0011 88990
Ben.Wu@tw.ey.com

曹盛凱 執行總監
02 2757 8888 67151
Kelvin.Tsao@tw.ey.com

JBS

山崎隆浩 副總經理
02 2757 8888 # 88880
Takahiro.Yamazaki@tw.ey.com

橋本純也 協理
02 2757 8888 # 66458
Junya.Hashimoto@tw.ey.com

堀井政東 協理
02 2757 8888 # 66525
Masato.Horii@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」という理念の下、クライアント、構成員、そして社会に対して長年にわたるバリューを提供し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

データとテクノロジーによって支えられたEYの多様なチームによって、150を超える国における監査及び保証業務を通じた信頼の確保、またクライアントの成長や変革、業務の支援を実現しています。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務及びトランザクションといったEYの各サービスラインの専門家チームは、互いに協同し、「Better questions (より優れた問題提起)」によって、私たちの世界が直面している現在の課題に対して、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYの個人情報の収集及び使用方法、個人情報の保護にかかる対応については、ey.com/privacy をご参照ください。さらに詳細な情報については、EYグローバルウェブサイトey.com をご参照ください。

EY台湾は中華民國の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財団法人台北市安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2021 EY Taiwan.
All Rights Reserved.

APAC No. 14005678
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

